

中核機関設置に思う

平成29年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画の目玉の一つは、各地域に地域連携ネットワークを構築し、それをコーディネートする中核機関の設置です。中核機関に求められる機能としては、次の4つが掲げられています。

1. 広報機能
2. 相談機能
3. 成年後見制度利用促進（マッチング）機能
4. 後見人サポート機能

平成31年3月19日、横浜市会が閉会しました。上程されていた横浜市第4期地域福祉保健計画（含 成年後見制度利用促進基本計画）やその予算なども可決されました。

横浜市健康福祉局の予算を見ると、新たに中核機関設置の検討のため2,099万円の予算が計上されています。予算書には次のような説明があります。

「中核機関の設置に向けた検討〈新規〉

平成32年度の成年後見制度利用促進のための中核機関設置に向けた準備を行います。本市における利用促進の司令塔機能を担えるよう現状の調査分析等を行い、運営実施体制について検討します。

また、中核機関と合わせて、市域及び区域の地域連携ネットワークの中心となる協議会の役割、機能等について専門職団体、関係機関等と検討会を実施します。」

全国の基礎自治体で最も大きな横浜市が、どのような中核機関を設置するのか具体的な議論はこれからです。

この中核機関について、平成29年1月私たちは、国の成年後見制度利用促進基本計画のパブリックコメントに際し、次のような意見を提言しました。

「地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関の設置」について

委員会意見 5ページ 21行目 11ページ 23行目

○ 専門職による専門的助言等のサポートの確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）の設置に向けて取り組む。

○ 各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げる ア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人サポート機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、オ) 不正防止効果にも

配慮すべきである。

意見

地域により事情が異なるのに、一律に市町村に中核機関の設置を求めることには反対です。また、中核機関はないよりある方がましですが、地域連携ネットワーク及び中核機関が利用促進機能を果たすかどうかはなはだ疑問です。むしろ地域での利用促進には、制度利用相談・申立支援・法人後見受任をワンストップで行う自称「後見の小規模多機能機関（CACE）」を設置することの方が大きな効果を期待できると考えます。

提言

- ⑮行政は、後見における小規模多機能機関（CACE）を育成・支援すること
- ⑯行政は、小学校区に一つ NPO 法人等による法人後見実施団体配置を目標とすること

理由

市町村により事情が異なり財政事情も逼迫しているのに、コストのかかる中核機関設置を中央集権的に求めることには反対です。社会福祉は、障害者の地域移行・地域定着、地域包括ケアなど地域を基盤に進んでいます。

地域で真に成年後見制度利用促進を図るためには、相談機能（Consultation）、申立機能（Application）、受任機能（Contractor）、教育機能（Education）などを備えた機関が、ワンストップで一体的に行うことが求められます。私たちはこれを後見における小規模多機能機関（CACE ケースと命名）と称しています。

地方分権の視点からも、利用者が選択できるくらいの「後見の小規模多機能機関（CACE）」を地域に育てていくことこそが、時代要請、社会要請と言えるのではないだろうか。

なお、以下は提言されている地域連携ネットワーク及び中核機関の機能と私たち法人後見が実際に行なっているケースカンファレンス及び多機能の比較です。

地域連携ネットワーク・中核機関	法人後見でのケースカンファレンス
<p><地域連携ネットワーク></p> <p>開催は、計画的</p> <p>開催回数は、多くて月1回 多分年数回</p> <p>参加の規模は、大規模</p> <p>参加者は、多職種 他機関</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 広報・ 相談・ 利用促進・ 後見人支援・ 不正防止 <p><中核機関></p>	<p><ケースカンファレンス></p> <p>開催は、臨機応変</p> <p>開催回数は、最低週1回</p> <p>参加の規模は、小規模</p> <p>参加者は、最小限の関係者</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 個別ケース処遇方針確定 <p><基本機能></p>

<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応 ・チームの支援 ・協議会の開催 ・家裁との連携 ・後見人受任者調整等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用相談機能（無料相談室） ・申立支援機能（申立支援専門員） ・法人受任機能（法人後見） <付随機能> 省略
---	---

因みに私たちが考える多機能とは次の通りですが、そのほとんどを既に税金に依拠せずとも、私たち法人では実現できています。

●基本機能

- ①利用相談機能（無料相談室）
- ②申立支援機能（無料相談室 申立支援専門員）
- ③法人受任機能（法人後見）

●付随機能

- ④身上監護機能（定期的業務検討会）
- ⑤財産管理機能（定期的業務検討会）
- ⑥監督機能（複数の目によるチェック）
- ⑦牽制機能（複数の目によるチェック）
- ⑧スーパーバイズ機能（スーパーバイザー）
- ⑨代替機能（スーパーバイザー）
- ⑩親族・市民後見人支援機能（親族・市民後見人からの相談）
- ⑪制度普及・啓発機能（講演 市民公開講座 後見講談台本作成）
- ⑫研修機能（視察対応 市民後見人の実習 担当者研修）
- ⑬人材育成機能（担当者養成講座）
- ⑭業務評価機能（内部評価）
- ⑮調査・研究機能（厚生労働省指定課題等）
- ⑯政策提言機能（要望・意見具申）
- ⑰地域拠点機能（地域の相談場所）
- ⑱連携機能（関係機関との連携）
- ⑲ネットワーク機能（かながわ NPO 法人連絡会等）
- ⑳後見的機能（プロジェクトによる後見的支援）
- ㉑あんしんノート普及機能（引継書あんしんノート勉強会）
- ㉒預託機関機能（生活保護の預託機関）

●今後の機能

- ㉓法人後見実施団体養成・支援機能（養成講座開講）
- ㉔後見第三者評価の評価機関機能（評価システムの開発）
- ㉕モデル機能（つばさ方式の普及）

平成30年5月 横浜市成年後見制度利用促進基本計画のパブリックコメントに際しても、私たちは、沢山の意見提言を行いました。その冒頭に以下のような具体例を紹介しました。具体的な個別支援の地域連携ネットワークを知っていただくためです。

国の成年後見制度利用促進基本計画では、地域連携ネットワーク構築が中心的課題です。そこで先ず、地域で関係機関の連携が生かされた典型的な実例を紹介します。

平成29年4月、A区役所の地域包括支援センターから認知症の疑いのある父親と精神障がいのある長女の2人世帯について相談がありました。最初、長女から障がい者の基幹相談支援センターに「父親の様子が変わだ！」とSOSが入ったそうです。基幹相談支援センターは、地域包括支援センターに連絡、その地域包括支援センターは、さらに私たち法人と区役所に連絡します。

- ・父親は受診せず、介護保険サービスは未使用
- ・長女は、食事・家計管理が十分できず父親の介護はネグレクト状態
- ・家はゴミ屋敷状態

平成29年7月、長女が地域包括支援センターの社会福祉士と連れ立ってつばさの事務所に来所しました。面談を終えて、長女に感想を聞くと「つばさはアットホームな雰囲気良かった」と言ってくれました。

平成29年7月、早速私たち法人からふたりの会員（SVと担当候補者）がご自宅を訪問し、実情を把握したところ負債も数件あることが判明した。親族（長女）申立ではあるが、家裁申立支援は区役所と地域包括支援センターが行うことになりました。こうして関係者間で情報を共有しながら、家裁申立の準備を進めました。

平成29年10月、最初の相談からほぼ半年で、私たち法人を後見人にするとの家裁審判が出ました。審判後は、介護保険サービスを導入しケアマネージャーやホームヘルパーと共に、住み慣れた家での生活が継続できるよう家族支援にあたっています。数件の負債は、既に司法書士に委託し解決しています。障害のある長女にも基幹相談支援センターと連携し適宜助言をしています。このように地域では、既に成年後見制度利用のために地域で関係者が連携し、チームワークでの支援が実現できている例もあります。

いずれにしても、重要なことは、私たちは税金に全く頼らずに、自主的にこれだけのことを既に実施しているということです。

多額の税金を投入して設置する中核機関が、実際にどのような機能を果たしていくのか国民として、納税者としてしっかり注視していきたいと思えます。

以上